

2006年11月29日

生協制度見直し検討会における 「生協制度の見直しについて（案）」について

日本生活協同組合連合会

11月22日に開催された厚生労働省の第8回「生協制度見直し検討会」において、「中間とりまとめ」として『生協制度の見直しについて（案）』が提出され、パブリックコメントに付することを含めて確認されました。

日本生協連は、従来より生協法改正を求めており、今回の「中間とりまとめ」で示された見直しの方向性は当然な内容と考えますが、今後の詳細検討において、生協をとりまく今日的な状況と期待される役割を踏まえ、「中間とりまとめ」で示された改正の方向性がさらに促進されて法案に盛り込まれた上で、生協法が早期に改正されることを求めます。

○ 消費生活協同組合法（生協法）は、1948年の制定以来、半世紀以上にわたって実質的な改正がほとんど行われておらず、社会・経済状況の変化や生協自身の発展にともなって、実情との間に大きな齟齬を来しています。

このため、日本生協連では、生協法の全体にわたって今日的な状況に即応した見直しを求める立場から、2005年5月『生協法改正要求案』（生協法改正検討小委員会答申）をとりまとめ、法改正をめざす取組みに着手することを理事会で確認していました。

○ 今般、「生協制度見直し検討会」が設置され、組織・運営規定や共済事業に関する制度のあり方を主な検討事項としつつ、日本生協連の求める内容も含めて制度全体のあり方についても検討の俎上に載せられることとなりました。

そうした検討を受けて、「中間とりまとめ」では、生協の歴史と現状を踏まえるとともに、その社会的役割についても言及されています。その上で、地域規制や員外利用規制については、「経済政策的な規制は合理的な範囲で緩和していくという基本的な考え方のもと …(中略)… 生協の本旨や、その公共性・公益性と見直しの必要性とのバランスをとりながら見直しを行う」として、規制緩和の方向性を明示しています。検討会においてこうした方向が明示されることは日本生協連としても評価するものであり、「中間とりまとめ」は全体として受け容れられる内容であると考えます。しかし、それぞれの「措置の具体的内容」については、必ずしも十分でないと考えられる部分があるほか、今後の詳細検

討に委ねられている事項もあります。今後の検討経過を注視するとともに、生協の活動条件の改善により近づくようさらに検討が重ねられることを期待します。

○ 組織・運営規定については、理事会・代表理事制の導入、解散・合併の総代会議決、役員選任制度の導入、員外役員枠の拡大、監事の権限整備、組合員の訴権の整備など、今日の生協の実情にふさわしいガバナンスのあり方を実現する上で大きく前進した内容となっています。なお、員外監事については、経済事業を行う生協・連合会のうち「一定のもの」に設置が義務づけられる方向となっています。その範囲については今後の検討に委ねられていますが、中小規模等の生協の実情を踏まえたものにすべきと考えます。

○ 県域規制については、「購買事業の実施のために必要な場合」との条件付で、「主たる事務所の所在地の都府県の接続都府県まで」区域の拡大を認める方向が示されています。これにより、条件付きではありますが、地域の状況に合わせた区域の設定を一定の範囲で可能にするものとして、県域を越える地域生協を一切認めないという硬直的な現行法の規制が緩和される見通しです。しかし、購買事業の必要性という限定条件の再検討などを引き続き期待するものです。

○ 員外利用規制については、農協法など他の協同組合法にならって原則禁止を見直すことを求めてきましたが、消費者が幅広く加入できる生協の特性から原則禁止の枠組みを維持するという方向が示されています。しかし、「消費者の相互扶助組織という理念の中で、それに反しない限りで見直しを行うべきである」という形で考え方が示され、具体的には、員外利用を認める事由について法体系の中で明確にするとともに、個別の許可によらずに員外利用を認める事由についても拡大する方向が示されています。今後、中間取りまとめに例示された事由をもとに、具体的な法令の検討の中で更に充実を図るべきと考えます。

○ 医療・福祉事業については、生協の行う事業として独立して明記する一方、公共性見地から損益の区分経理、それ以外の事業への資金移動の禁止、剰余金割戻しの禁止が盛り込まれる見通しとなっています。現在も、実務上は介護保険制度の必要から損益の区分経理が行われ、剰余金割戻しを自粛している状況であり、実態が法に明記されるものといえます。

○ 共済事業に関する制度については、契約者保護と経営の健全性確保という共済事業の社会的責任に由来する制度整備と、組合員のニーズに応える円滑な

事業の遂行のための両面から、現状に比べて前進した内容となっており、他の協同組合法の水準を考慮した妥当なものと考えます。その中で、「規模が一定以上の共済事業を実施する」場合には、単位生協と連合会を問わず他の事業との兼業を禁止する方向となっています。将来の共済金の支払いに充てる資金を共済掛金として予め徴収するという共済事業の特質から、リスク遮断の見地での兼業規制の導入は必要な面がありますが、導入の基準については組合員の生活上のニーズに応える単位生協の総合性に十分配慮すべきです。

○ その他、大学生協における学生の組合員資格、職域生協における退職者の組合員資格が明記される方向となっており、現行法の改善と理解できます。

○ 今後は、パブリックコメントを経て検討会の最終とりまとめが行われ、法案の作成、与党確認、閣議決定、国会上程へと進む見通しとなっています。法改正の方向性が明らかにされたことを受けて、各方面からの意見表明なども想定されます。そうした中で全国の生協では、「中間とりまとめ」で示された法改正の方向性が更に促進されて法案に盛り込まれ、国会での審議を通じて早期に実現していくよう、パブリックコメントの積極的な提出を含めて、引き続き取り組んでいくことが必要です。

また、法律自体には定めず、政省令に委ねられる事項、運用に委ねられる事項もあります。これらの具体的事項の内容については、法案の作成過程と法改正実現後にわたって行われるものと考えられます。これらの事項に関しても、できるだけ活動条件の改善につながるよう、検討状況を注視していくことが必要と考えます。

以上